

平成17年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

宍粟市のうち、次の1から4に掲げる区域以外の区域を農業振興地域とする。

- 1 伊沢川を起点として、揖保川、菅野川、市道千本屋金谷線、市道中比地鹿沢線、国見山山麓線、菅野川、山崎町加生字井神110番地の2先から山崎町加生字外輪谷129番地先を結ぶ線（別図1）、最上山山麓線、山崎町横須字日焼田1番地の3（別図2）を経て起点を順次結んだ線に囲まれた今後10年以内に市街化することが確実と見込まれる区域の土地であって、次の図面の水色に着色した部分に該当するものの区域
- 2 氷ノ山後山那岐山国定公園特別保護地区であって、次の図面の紫色に着色した部分に該当するものの区域
- 3 音水湖の区域の土地であって、次の図面の桃色に着色した部分に該当するものの区域
- 4 現況山林（農用地として利用する一宮町東河内字中山2282番地の20、2282番地の21、一宮町千町字奥田谷468番地の2及び千種町鷹巣字別所898番地の35を除く。）の区域の土地であって、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域

兵庫県告示第786号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、昭和45年兵庫県告示第451号の和田山町、昭和45年兵庫県告示第1638号の山東町、昭和48年兵庫県告示第240号の朝来町及び昭和48年兵庫県告示第1813号の生野町に係る部分を削除する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部農政企画局総合農政担当課長及び但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

朝来市のうち、次の1から6に掲げる区域以外の区域を農業振興地域とする。

- 1 都市計画法の用途地域の区域（国道9号和田山トンネル東側出入口を起点とし、同地点から和田山町大字土田大蔵神社を結ぶ山麓線、市道土田夏う線・大倉部川の交点、同交点と大字和田山曲り尾橋西詰を結ぶ山麓線、JAたじま和田山支店外周を経て七味橋東詰、市道玉置七味線、大字枚田字大川除610-1・605-1の交点、大字枚田字大川除605-1・609・570の交点、大字枚田字大川除602-1・597-1・582の交点、大字枚田字川除576・580・大字枚田字イツキ541の交点、国道312号・大字枚田字大川除587・大字枚田字イツキ535-5の交点、国道312号・大字枚田字イツキ526-2・483の交点、大字枚田字ツキノマエ405-2・404・414の交点、大字枚田字下地145-1・148・字藤ノ木385の交点、大字法興寺字法興寺168地先、大字法興寺字堂の前172地先、与布土川左岸に至る山麓線、市道玉置桑原線・大字枚田岡字前田803-2・821の交点、大字枚田岡字前田752・大字玉置字中井田402・国道9号の交点、国道9号と市道玉置桑原線の交点、JR山陰線旧桑原踏切から大字柳原和田山中学校寄宿舎を結ぶ山麓線、大字柳原字門在433地先から市道野村柳原線を経て柳原橋南詰めから県道和田山金浦線、東河川と円山川の合流点右岸、同左岸及びコンクリート工場敷地外周を経て順次起点を結んだ線に囲まれた区域）であって、次の図面の黄色に着色した部分に該当するものの区域
- 2 既成市街地及び今後10年以内に市街化が確実と見込まれる区域（行政界（朝来市、神崎町）を起点として、生野町大字真弓字東峠321-24から大字竹原野字中井ノ本269を結ぶ山麓線、大字竹原野字中井ノ本267-3及び268-1地先、県道生野青垣線、大字竹原野字道ノ下140-1地先、市川左岸線、小野新橋から国道312号線を結ぶ山麓線、JR陸橋（跨線道路橋）、市道小田和円山線、大字円山字タワ1278、1277、1276、1343、1342及び1341地先からJR第1岩ヶ花踏切を結ぶ山麓線、市道生野長谷線、真弓橋、市川左岸線、大字真弓字前田482-3、481-3及び480-3地先、大字真弓字坂巻433-2、432-2及び426地先、市道真弓2号線、大字真弓字前田492-1、492-2、493、495-2、496、497、500-1、501-1、502-1、503-2、503-3、503-1、504、505-2、505-3及び508地先、市川左岸線、山麓線、行政界（朝来市、神崎町）を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、市道生野長谷線を起点として、市道下津畑線、大字川尻字下津畑325-2、325-3、325-1、323-2、322、321、320及び330地先、市川右岸線、大字川尻字下津畑347、259-2、259-1及び262-1地先を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、俵米橋を起点とし、市道俵米久世田線、和田山町大字久世田118-1及び1-1地先、国道312号、出作川左岸、出作川・県道溝黒竹田線の交点、デイサービスセンターさくらの苑、立雲荘、真生園、恵生園、公立和田山病院敷地外周、国道312号、市道加都線を経て加都橋、大字栄町字柳の内847地先、竹田小学校西詰、同小学校外周、観音寺、法樹寺、竹田城跡登山口及び踏切を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、秋葉台住宅団地及び緑ヶ丘住宅団地の

- 区域並びに和田山工業団地の区域)の土地であって、次の図面の水色に着色した部分に該当するものの区域
- 3 農業の近代化が困難であると見込まれる区域(生野町大字真弓字穴原及び大字川尻字穴原の生野株式会社の工場の区域)の土地であって、次の図面の桃色に着色した部分に該当するものの区域
- 4 現況山林(農用地として利用する和田山町大字朝日字下戸、山東町大字迫間字藤ノ坊、善徳、松尾、後山、平尾、原、荒神山、蟹ヶ谷、寺屋敷、宝殿、藪ヶ鼻、小丸山、広畑及び朝来山、大字森字ウツダ及び向山、大字溝黒字打田、大字三保字大谷、大字柿坪字持谷103-1、104-1、105-1、106、107、108、109、110、111、112、113、114及び115、大字越田字西柴藤99、100、101-1、101-2、102、103、104及び105、大字上八代字朝谷7-1、大字八代字下山93及び93-1、字松山100-1、大字佐囊字滝の奥41-1、字土肥上山66-1、66-2、66-3、66-116、66-117、66-118、66-119、67及び68、字土肥バ々山90-2、90-4及び90-5を除く)の区域の土地であって、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域
- 5 生野ダム、黒川ダム、宮ノ谷ダム、大仙ダム、久宝ダム、奥多々良木揚水発電ダムの区域の土地であって、次の図面ののびのび色斜線に着色した部分に該当するものの区域
- 6 生野高原ゴルフ場、山東カントリークラブの区域の土地であって、次の図面の緑色斜線に着色した部分に該当するものの区域

兵庫県告示第787号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、昭和45年兵庫県告示第451号の津名郡一宮町、昭和46年兵庫県告示第1824号の津名町、東浦町及び北淡町、昭和48年兵庫県告示第441号の淡路町に係る部分を削除する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部農政企画局総合農政担当課長及び淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年7月8日

兵庫県知事 井戸 敏三

淡路市のうち、次の1から3に掲げる区域以外の区域を農業振興地域とする。

- 1 既成市街地及び今後10年以内に市街化が確実と見込まれる区域(国道28号線を起点として、旧町界(旧津名町、旧東浦町)、大字界(佐野、釜口)、境谷川左岸、農道松本線、市道村上線、市道小井本線、市道トビガ谷線、国道28号線、市道スダシ線、農道花崎線、農道岡山線、農道井筒線、市道大歳線、市道女笠線、市道深谷線、農道新田線、市道小田の前本線、国道28号線、市道東線、農道下原田線、谷池水路、近江ヶ原、環状支線、雨乞山線、市道雨乞山線、市道弁天坂線、私道シグレ線、市道段原線、谷川池水路、市道梅の木線、市道虚空蔵線、県道室津津名線、市道田井静線、市道静道線、宝珠川、市道郷社道線、県道尾崎津名線、市道水原地線、農道新池線、市道天神中田線、市道北側大歳線、市道小谷池線、県道津名五色三原線、市道伊勢の森線、県道木曾上中田線、市道中道線、市道中道連絡線、志筑川、市道佐古線、農道石原線、市道西谷線、市道大井越線、市道明神線、旧国道線、市道孫九郎線、国道28号線、市道山谷線、市道学校道線、県道上内膳津名線、市道撫線、市道妙見線及び海岸線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、国道28号線と市道津田大北線の交差点を起点とし、国道28号線、市道仮屋125号線、市道久留麻畠田線、市道久留麻楠本線、市道浦10号線、市道浦6号線、市道宮前平松線、市道浦53号線、市道浦70号線、市道久留麻楠本線、国道28号線及び海岸線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字楠本字芹谷2054を起点とし、2053、2049、2048、市道鶴崎2号線、市道鶴崎1号線、市道別所2号線、市道146号線、市道140号線、市道139号線、市道131号線、市道137号線、市道黒坊線、国道28号線、田の代川、市道御手洗線、市道荒神脇線、市道茶間川線、市道茶間坂部線、国立公園特別地域界、市道149号線、市道150号線、市道大谷川線、国立公園特別地域界、海岸線及び旧町界(旧東浦町)を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、海岸線を起点とし、大字室津字壁伝2250-5から県道室津津名線と市道室津17号線の接点を結ぶ丘陵線、室津川右岸線、県道室津津名線、市道細川線、育波川左岸線、県道津名北淡線、市道的地1号線、市道的地2号線、市道御旅線、県道福良江井岩屋線、市道浅野学校線、市道岡条1号線、市道岡条2号線、市道水越3号線、市道浅野南線、市道古屋線、富島川右岸線、鳴海川右岸線、市道石田6号線、市道石田20号線、市道皆納線、大字界(富島、長島)、市道小倉1号線、市道小倉2号線、市道野島仁井線、市道里横道線、県道野島浦線及び県道福良江井岩屋線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、県道福良江井岩屋線枯木神社地先を起点とし、県道尾崎バイパス、市道東暮地2号線、市道長泉寺水越線、市道土地切線、尾崎小学校敷地東南側外周、市道尾崎

小学校前線、県道尾崎津名線、県道福良江井岩屋線、新川右岸1号線及び海岸線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、新川左岸線新川橋を起点とし、県道福良江井岩屋線、一宮老人福祉センター敷地外周、県立淡路高等学校一宮校敷地外周、旧町営住宅郡家団地敷地外周、市道宮の森線、市道淡路市一宮総合事務所前線、日の出農業協同組合一宮支店敷地外周、津名西警察署敷地外周、郡家川右岸線及び海岸線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、県道福良江井岩屋線平川橋を起点とし、市道江井市街地中央線、県道江井臨港線、市道江井崎線及び市道江井崎線起点から200mの地点と海岸線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域)の土地であって、次の図面の水色で着色した部分に該当するものの区域

- 2 既成市街地のうち埋立地(塩田新島、志筑新島、生穂新島、佐野新島)の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 3 現況山林(農用地等として利用する大字興隆寺字一ノ坂、六貫、奥の畑、ツツジヶ原及び道久、大字佐野字内畑、八王子、岡山、九門道、上ノ山及び国深谷、大字長沢字日遣及び根来、大字野田尾字黒岩、六石谷、藤の実、高山及び鈴松、大字池の内字遠松及び滝ヶ平、大字王子字矢坪、大字志筑字天神、大字大町下字城ノ越、大字木曾下字先の郷及び大坂、大字木曾上字一丁田及び東風池、大字木曾上畑字千掃庵及び箱木原、大字中田字高山及び伊勢の森、大字下司字北上及び岩上、大字楠本字上山、上山道、大坂、尻ナシ、栗谷、スベリ石、谷山、薦草、花木、古瀬谷、原、野田添、灰村、池成、中山、高野田、田ノ首、坂手原及びドブ、大字浦字大谷、笹谷、長谷、北、南、西林、林谷、北谷、堀抜及び赤石、大字白山字夫婦岩及び一谷、大字中持字折ガイト、位ノ木谷、井ノ上、ヒョウ、山崎、淵ヶ脇、三ヶ池、大井筒、中屋、岡、庄田、宝石、宗田、ハリノ木脇、三年畑、七ツ池、奥ノカイト、池ノ奥、北才及び折ガイト奥、大字河内字芝舟及び南谷、大字久留麻字大平、細谷、処谷、岩滝、遠高、中畑、堂ヶ隈、ニエ子及び泡ヶ谷、大字岩屋字林ヶ尾、長谷、大長谷、池の谷、高尾、桑ノ木、仮田、三郎坂、長町及び大林、大字楠本字馬乗、別処、志留谷及び西田、大字野島常盤字生ヶ瀬、雨水、馬鞍谷、穴田、石原谷、源八、中野、平町、平池、古財、北平、下見、古財ノ下、石原、梶ヶ岡、命、大谷、中ノ谷、原口、福飛、大戸、山添、知源行、青利越、梶谷城、炭釜、岡山、揚木、椎ノ木ヶ尾、薦ノ子及び下ノ開地、大字野島大川字女郎畑、高田及び鴨ヶ谷、大字野島轟木字大谷、大字野島臺浦字炭釜、小松原及び大戸、大字野島江崎字谷山、長尾及び長谷、大字舟木字棚原、灸場、山ノ神、小田岨、小田境、八丁岩、中ノ熊及び大戸、大字小田字鉛ヶ畑、向山、片山、野口、桐ノ木、中山、不動岩、路谷、薦ヶ巣、小松熊、大久保、平蔵、南谷、臍ノ尾、上面、夫婦楠、岡花、岡の小谷、中尾、経田、梅ノ木谷、長谷、勘左衛門ヶ尾、無常の谷、井手口、上ノ開地、奄ノ坂、釜池、田越町、谷川原、オノ神、又田、水坪、又田小路、又田の南、奥畑、崩、長畠、石ヶ岡、不動谷、薬師、白禿、森、梅ノ木、持ノ木平及び唐ヶ谷、大字仁井字原田、柏田、鹿ノ坂、管ノ岨、岡山、立見、中ノ瀬、池尾、仁井ノ尻、大迎、大坂、左手、惣田、萩尾、大字久野々字鉢谷、雨堤、鶴元、右左古、稲葉、繁谷、大塔、金持、牛屋口、馬殿原、大字長畠字東山、助ヶ谷、石左古、伊勢講山、相坂及び森信、大字石田字鶴本、川井、大山、大山田及び赤錆、大字浅野南字小山田、長谷淵の谷、小山田、上池、長谷小山田、長谷、堀越、四ツ辻及び斧谷、大字育波字股谷、坂月、瀧ヶ谷、谷田、経塚、深谷、山姥、亀淵、西ヶ谷、坂杖、小井手、白禿、薬師、井戸ノ谷、井戸谷、葭ヶ谷、掛田、胞衣田、向山及び薬師原、大字生田大坪字東山ノ下、内田、犬ヶ谷、大字室津字磯ノ谷、鯨谷、上ノ神、岡、谷田、権現、片山、穴見、淵釜、権現ノ下、岡ノ下、磯谷、奥戸、田地、山際、池ノ内、小谷、打越、小川、小川谷、城寺、大峯山、築鼻、日代、上原田、坊、鍛冶屋、鶯及び潤、大字尾崎字枯木、大木谷、穴口及び住居谷、大字新村字飛沢及び堀田原、大字遠田字笹山、奥ノ畠、高堂、弥太郎谷、細原、正司田、出雲谷、長尾、矢折及び隠矢、大字北山字田辺、漬畑、北山、細原及び松原、大字多賀字小糸谷、大糸谷、加茂、吉谷、ハセノ木及び小屋、大字中村字青谷及び金山、大字井手字玉田、原、藤ノ木、北ヶ谷、田ノ頭及び水名口、大字竹谷字白地、北谷、土谷、深山谷及び桜谷、大字上河合字後谷、砂河、内田、山崎、久八谷、三羽谷、法柏及び井ノ上、大字下河合字小谷、深田、五反、石戸、皆子田、新屋及び五字谷、大字江井字池ノ奥、シダガハナ、人町田、カンジャ、シウシウ、ボウジ山、千原及び山手堀、大字柳沢字平谷、源内、奥ノ谷、ビワガクボ、田ノ平、行司、大畑、池ノ谷、水谷、大坪、花立、柏木及び原田、大字入野字二ツ池、名畑、稗畑、大谷、桃ノ木、井面、芝床及び池ノ内、大字山田字ソゲノ谷、井面、白生、北野土井、大畑、荒倉、地主、御門、立石、大戸及び椿谷、大字高山字箕作、中ノ谷、西山、野田、門田、大巻、野神、大畑、オノ木、今谷、深谷、細谷、鍋倉、山ノ内及び芦谷、大字草香字名手、木戸、長ノ内、西山、奥ノ谷、稗田、世上谷、土花、大石、擢臼及び長谷、大字草香北字撫、丸山、亀ヶ熊及び大田原、大字南字新開、山ノ上、中尾、壇、土花、立石及び五月田、大字深草字清水谷、長谷、石畑、本畑、太鼓畑、太鼓及び太鼓ノ下を除く。)の区域の土地であって、次の図面の黄緑色で着色した部分に該当するものの区域